

教育・保育給付認定保護者の皆様

双葉こども園

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本施設が代理受領した施設型給付費等の額は「本施設に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。）

施設名：双葉こども園

2号認定・3号認定

〈令和5年度 各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

	4歳以上児	3歳児	1・2歳児	0歳児	副食費徴収 免除加算
4月	55,520円	72,220円	119,270円	202,790円	4,700円
5月	55,250円	71,950円	119,000円	202,520円	4,700円
6月	55,460円	72,160円	119,210円	202,730円	4,700円
7月	55,520円	72,220円	119,270円	202,790円	4,700円
8月	55,390円	72,090円	119,140円	202,660円	4,700円
9月	55,340円	72,040円	119,090円	202,610円	4,700円
10月	55,980円	72,680円	119,730円	203,250円	4,700円
11月	55,980円	72,680円	119,730円	203,250円	4,700円
12月	55,860円	72,560円	119,610円	203,130円	4,700円
1月	55,680円	72,380円	119,430円	202,950円	4,700円
2月	55,620円	72,320円	119,370円	202,890円	4,700円
3月	68,530円	85,230円	132,280円	215,800円	4,700円

(注1) 副食費の徴収を免除されている子どもは、年齢別の単価と副食費徴収免除加算の合計が公定価格となります(4歳以上児、3歳児に限る)。

(注2) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

施設名：双葉こども園

1号認定

〈令和5年度 各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

	4歳以上児	3歳児	満3歳児	副食費徴収 免除加算
4月	203,530円	220,820円	220,820円	4,700円
5月	206,080円	223,370円	223,370円	4,460円
6月	199,330円	216,620円	216,620円	4,700円
7月	197,570円	214,860円	214,860円	4,700円
8月	196,390円	213,680円	213,680円	4,700円
9月	196,390円	213,680円	213,680円	4,700円
10月	185,920円	203,210円	254,750円	4,700円
11月	184,260円	201,550円	253,090円	4,460円
12月	184,260円	201,550円	253,090円	4,460円
1月	184,260円	201,550円	253,090円	4,230円
2月	184,260円	201,550円	253,090円	4,230円
3月	190,350円	207,640円	259,180円	4,460円

(注1) 副食費の徴収を免除されている子どもは、年齢別の単価と副食費徴収免除加算の合計が公定価格となります。

(注2) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。